

調査・測量・設計業務共通仕様書（農地関係） 新旧対照表

改正後	現 行	備考
<p style="text-align: center;">調査・測量・設計業務共通仕様書 (農 地 関 係)</p> <p style="text-align: center;">令和6年4月</p> <p style="text-align: center;">愛知県農林基盤局</p>	<p style="text-align: center;">調査・測量・設計業務共通仕様書 (農 地 関 係)</p> <p style="text-align: center;">令和4年4月</p> <p style="text-align: center;">愛知県農林基盤局</p>	<p>改正による変更</p>
<p>I 地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章</p> <p>第1節 総則（第101条～第137条） 7</p> <p>第5章 サウンディング</p> <p>第1節 ～ 第4節 [省略]</p> <p>第5節 スクリューウエイト貫入試験 (スウェーデン式サウンディング試験) (第511条～第513条 . . . 39)</p>	<p>I 地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章</p> <p>第1節 総則（第101条～第135条）</p> <p>第5章 サウンディング</p> <p>第1節 ～ 第4節 [省略]</p> <p>第5節 スウェーデン式サウンディング試験（第511条～第513条）</p>	<p>農水省(R5.4改正)、建設局(R5.10改正)との整合</p>
<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>第101条 [省略]</p> <p>第102条 (用語の定義)</p> <p>(1)～(28) [省略]</p> <p>(29)「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した調査業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。</p> <p>ただし、電子納品については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」に基づくものとする。</p> <p>第103条 ～ 第115条 [省略]</p> <p>第116条 (成果物の提出)</p> <p>1 ～ 3 [省略]</p> <p>4 受注者は、試験結果の記録及び整理については、原則として、J I S規格、地盤工学会編「地盤調査の方法と解説」(以下「地盤調査法」という。)及び「地盤材料試験の方法と解説」(以下「地盤材料試験法」という。)に従って行うものとする。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>第101条 [省略]</p> <p>第102条 (用語の定義)</p> <p>(1)～(28) [省略]</p> <p>(29)「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した調査業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。</p> <p>ただし、電子納品については、「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」に基づくものとする。</p> <p>第103条 ～ 第115条 [省略]</p> <p>第116条 (成果物の提出)</p> <p>1 ～ 3 [省略]</p> <p>4 受注者は、試験結果の記録及び整理については、原則として、J I S規格、地盤工学会編「地盤調査法」(以下「地盤調査法」という。)及び「土質試験の方法と解説」(以下「土質試験法」という。)に従って行うものとする。</p>	<p>第102条(29) 建設局(R5.10改正)との整合</p> <p>第116条 第4項 農水省(R5.4改正)との整合</p>

改正後	現 行	備考
<p>5 電子納品は、次の各号の定めによるものとする。</p> <p>(1) 発注者と受注者間の情報交換において、電子ファイルの容量が7MBを超えないものは、原則電子メールにより行うものとする。</p> <p>(2) 電子納品の対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び農林水産省「地質・土質調査成果電子納品要領（案）」に基づくものとする。</p> <p>第117条～第135条 [省略]</p> <p>第136条 (行政情報流出防止対策の強化)</p> <p>受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり第109条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</p> <p>2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</p> <p>(関係法令等の遵守)</p> <p>行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。</p> <p>(行政情報の目的外使用の禁止)</p> <p>受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</p> <p>(社員等に対する指導)</p> <p>(1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。</p> <p>(2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。</p> <p>(契約終了時等における行政情報の返却)</p> <p>受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施</p>	<p>5 電子納品は、次の各号の定めによるものとする。</p> <p>(1) 発注者と受注者間の情報交換において、電子ファイルの容量が7MBを超えないものは、原則電子メールにより行うものとする。</p> <p>(2) 電子納品の対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン（案）」及び農林水産省「地質・土質調査成果電子納品要領（案）」に基づくものとする。</p> <p>なお、電子納品に写真帳、CAD図面を含む場合には、それぞれ「愛知県デジタル写真管理情報基準（案）」、農林水産省「電子化図面データの作成要領（案）」に基づき作成するものとする。</p> <p>(3) 電子納品の提出部数は電子媒体（CD-R等）2部とする。</p> <p>(4) 受注者は、電子納品に必要なハードウェア及びソフトウェア環境を整備するものとする。</p> <p>(5) 電子納品に関する取扱で定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、発注者が指示するものとする。</p> <p>第117条～第135条 [省略]</p> <p>第136条 [新設]</p> <p>第137条 [新設]</p>	<p>第5項 農水省(R5.4改正)、建設局(R5.10改正)との整合</p> <p>第136条、第137条 農水省(R5.4改正)、建設局(R5.10改正)との整合</p>

改正後	現 行	備考
<p>途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。</p> <p>(電子情報の管理体制の確保)</p> <p>(1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者(以下「情報管理責任者」という。)を選任及び配置し、第109条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。</p> <p>イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策</p> <p>ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策</p> <p>ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策</p> <p>(電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保)</p> <p>受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。</p> <p>イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用</p> <p>ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用</p> <p>ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存</p> <p>ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送</p> <p>ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送</p> <p>(事故の発生時の措置)</p> <p>(1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。</p> <p>(2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。</p> <p>3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</p> <p>第137条 (保険加入の義務)</p> <p>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p>		
<p>第3章 ボーリング調査</p> <p>第301条 ～ 第305条 [省略]</p> <p>第306条 (検尺)</p> <p>ボーリング延長の確認は、調査目的を終了後、原則として監督員立会もしくは遠隔臨場のうえ、ロッドを挿入して行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、何らかの方法で深度を測定できるように処置しておくものとする。</p>	<p>第3章 ボーリング調査</p> <p>第301条 ～ 第305条 [省略]</p> <p>第306条 (検尺)</p> <p>ボーリング延長の確認は、調査目的を終了後、原則として監督員立会のうえ、ロッドを挿入して行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、何らかの方法で深度を測定できるように処置しておくものとする。</p>	<p>建設局(R5.10改正)との整合</p>
<p>第5章 サウンディング</p> <p>第1節 ～ 第4節 [省略]</p>	<p>第5章 サウンディング</p> <p>第1節 ～ 第4節 [省略]</p>	<p>農水省(R5.4改正)、建設局(R5.10改正)との整合</p>

改正後	現 行	備考
第5節 スクリューウェイト貫入試験 (スウェーデン式サウンディング試験)	第5節 スウェーデン式サウンディング試験	
<p>II 測量業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1条 ～ 第36条 [省略]</p> <p>第37条 行政情報流出防止対策の強化・・・・・・・・・・70</p> <p>第38条 保険加入の義務・・・・・・・・・・72</p>	<p>II 測量業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1条 ～ 第36条 [省略]</p> <p>第37条 [新設]</p> <p>第38条 [新設]</p>	農水省(R5.4改正)、建設局(R5.10改正)との整合
<p>第1条～第2条 [省略]</p> <p>第3条 (用語の定義)</p> <p>(1)～(28) [省略]</p> <p>(29)「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した測量業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。</p> <p>ただし、電子納品については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」に基づくものとする。</p> <p>第4条 ～ 第17条 [省略]</p> <p>第18条 (成果物の提出)</p> <p>1 ～ 2 [省略]</p> <p>3 電子納品は、次の各号の定めによるものとする。</p> <p>(1) 発注者と受注者間の情報交換において、電子ファイルの容量が7MBを超えないものは、原則電子メールにより行うものとする。</p> <p>(2) 電子納品の対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び農林水産省「測量成果電子納品要領(案)」に基づくものとする。</p> <p>第19条 ～ 第36条 [省略]</p> <p>第37条 (行政情報流出防止対策の強化)</p> <p>受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり第10条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</p> <p>2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</p> <p>(関係法令等の遵守)</p>	<p>第1条～第2条 [省略]</p> <p>第3条 (用語の定義)</p> <p>(1)～(28) [省略]</p> <p>(29)「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した測量業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。</p> <p>ただし、電子納品については、「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」に基づくものとする。</p> <p>第4条 ～ 第17条 [省略]</p> <p>第18条 (成果物の提出)</p> <p>1 ～ 2 [省略]</p> <p>3 電子納品は、次の各号の定めによるものとする。</p> <p>(1) 発注者と受注者間の情報交換において、電子ファイルの容量が7MBを超えないものは、原則電子メールにより行うものとする。</p> <p>(2) 電子納品の対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」及び農林水産省「測量成果電子納品要領(案)」に基づくものとする。</p> <p>なお、電子納品に写真帳、CAD図面を含む場合には、それぞれ「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」、農林水産省「電子化図面データの作成要領(案)」に基づき作成するものとする。</p> <p>(3) 電子納品の提出部数は電子媒体(CD-R等)2部とする。</p> <p>(4) 受注者は、電子納品に必要なハードウェア及びソフトウェア環境を整備するものとする。</p> <p>(5) 電子納品に関する取扱で定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、発注者が指示するものとする。</p> <p>第19条 ～ 第36条 [省略]</p> <p>第37条 [新設]</p> <p>第38条 [新設]</p>	<p>第3条(29)</p> <p>建設局(R5.10改正)との整合</p> <p>第18条</p> <p>農水省(R5.4改正)、建設局(R5.10改正)との整合</p> <p>第37条、第38条</p> <p>農水省(R5.4改正)、建設局(R5.10改正)との整合</p>

改正後	現 行	備考
<p>行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。</p> <p>(行政情報の目的外使用の禁止)</p> <p>受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</p> <p>(社員等に対する指導)</p> <p>(1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。</p> <p>(2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。</p> <p>(契約終了時等における行政情報の返却)</p> <p>受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。</p> <p>(電子情報の管理体制の確保)</p> <p>(1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第10条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。</p> <p>イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策</p> <p>ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策</p> <p>ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策</p> <p>(電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保)</p> <p>受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。</p> <p>イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用</p> <p>ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用</p> <p>ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存</p> <p>ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送</p> <p>ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送</p> <p>(事故の発生時の措置)</p> <p>(1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。</p> <p>(2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措</p>		

改正後	現 行	備考
<p>置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。</p> <p>3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</p> <p>第38条（保険加入の義務）</p> <p>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p>		
<p>Ⅲ 建物等事前及び事後調査業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1条～ 第34条 [省略]</p> <p>第34条の2 行政情報流出防止対策の強化・・・・・・・・・・91</p> <p>第34条の3 保険加入の義務・・・・・・・・・・92</p>	<p>Ⅲ 建物等事前及び事後調査業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1条～ 第34条 [省略]</p> <p>第34条の2 [新設]</p> <p>第34条の3 [新設]</p>	<p>農水省(R5.4改正)、建設局(R5.10改正)との整合</p>
<p>第34条の2（行政情報流出防止対策の強化）</p> <p>受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり第10条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</p> <p>2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</p> <p>(関係法令等の遵守)</p> <p>行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。</p> <p>(行政情報の目的外使用の禁止)</p> <p>受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</p> <p>(社員等に対する指導)</p> <p>(1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。</p> <p>(2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。</p> <p>(契約終了時等における行政情報の返却)</p> <p>受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を</p>		<p>農水省(R5.4改正)、建設局(R5.10改正)との整合</p>

改正後	現 行	備考
<p>得て複製した行政情報を含む。以下同じ。)については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。</p> <p>(電子情報の管理体制の確保)</p> <p>(1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者(以下「情報管理責任者」という。)を選任及び配置し、第10条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。</p> <p>イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策</p> <p>ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策</p> <p>ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策</p> <p>(電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保)</p> <p>受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。</p> <p>イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用</p> <p>ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用</p> <p>ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存</p> <p>ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送</p> <p>ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送</p> <p>(事故の発生時の措置)</p> <p>(1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。</p> <p>(2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。</p> <p>3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</p> <p>第 34条の3 (保険加入の義務)</p> <p>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p>		
<p>IV 設計業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章</p> <p>第1節 総則(第101条～第137条) 120</p> <p>第136条 行政情報流出防止対策の強化 134</p> <p>第137条 保険加入の義務 136</p>	<p>IV 設計業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章</p> <p>第1節 総則(第101条～第135条)</p> <p>第136条 [新設]</p> <p>第137条 [新設]</p>	<p>農水省(R5.4改正)、建設局(R5.10改正)との整合</p>

改正後	現 行	備考
<p>第1章 第1節 第101条 [省略] 第102条 (用語の定義) (1)～(30) [省略] (31)「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した設計業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。 ただし、電子納品については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」に基づくものとする</p> <p>第103条 ～ 第105条 [省略]</p> <p>第106条 (管理技術者) 1～2 [省略]</p> <p> 3 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)、博士(業務に該当する部門)、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー(業務に該当する部門)のいずれかの資格を有するもの、畑地かんがい技士(畑地かんがい業務に限る)、農業水利施設機能総合診断士(農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る)、農業農村地理情報システム技士(地理情報システムに関する業務に限る)、農業水利施設補修工事品質管理士[コンクリート構造物分野] (農業 水利施設補修工事(コンクリート構造物)の設計業務に限る)、農業用ため池管理保全技士(農業用ため池に関する業務に限る)又は、これと同等の能力と経験を有する技術者(大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。)であり、日本語に堪能でなければならない。</p> <p>第107条 (照査技術者及び照査の実施) 1 [省略]</p> <p> 2 照査技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)、博士(業務に該当する部門)、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー(業務に該当する部門)のいずれかの資格を有するもの、畑地かんがい技士(畑地かんがい業務に限る)、農業水利施設機能総合診断士(農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る)、農業用ため池管理保全技士(農業用ため池に関する業務に限る)又は、これと同等の能力と経験を有する技術者(大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。)であり、日本語に堪能でなければならない。</p> <p>第108条 ～ 第116条 [省略]</p>	<p>第1章 第1節 第101条 [省略] 第102条 (用語の定義) (1)～(30) [省略] (31)「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した設計業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。 ただし、電子納品については、「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」に基づくものとする。</p> <p>第103条 ～ 第105条 [省略]</p> <p>第106条 (管理技術者) 1～2 [省略]</p> <p> 3 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)、博士(業務に該当する部門)、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー(業務に該当する部門)のいずれかの資格を有するもの、畑地かんがい技士(畑地かんがい業務に限る)、農業水利施設機能総合診断士(農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る)、農業農村地理情報システム技士(地理情報システムに関する業務に限る)又は、これと同等の能力と経験を有する技術者(大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。)であり、日本語に堪能でなければならない。</p> <p>第107条 (照査技術者及び照査の実施) 1 [省略]</p> <p> 2 照査技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)、博士(業務に該当する部門)、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー(業務に該当する部門)のいずれかの資格を有するもの、畑地かんがい技士(畑地かんがい業務に限る)、農業水利施設機能総合診断士(農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る)又は、これと同等の能力と経験を有する技術者(大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。)であり、日本語に堪能でなければならない。</p> <p>第108条 ～ 第116条 [省略]</p>	<p>第102条(31) 建設局(R5.10改正)との整合</p> <p>第106条 第3項 農水省(R5.4改正)との整合</p> <p>第107条 第2項 農水省(R5.4改正)との整合</p>

改正後	現 行	備考
<p>第 117 条 (成果物の提出)</p> <p>1～2 [省略]</p> <p>3 電子納品は、次の各号の定めによるものとする。</p> <p>(1) 発注者と受注者間の情報交換において、電子ファイルの容量が 7MB を超えないものは、原則電子メールにより行うものとする。</p> <p>(2) 電子納品の対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び農林水産省「設計業務等の電子納品要領 (案)」に基づくものとする。</p> <p>第 118 条 ～ 第 135 条 [省略]</p> <p>第136条 (行政情報流出防止対策の強化)</p> <p>受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり第 111条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。</p> <p>2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。</p> <p>(関係法令等の遵守)</p> <p>行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。</p> <p>(行政情報の目的外使用の禁止)</p> <p>受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。</p> <p>(社員等に対する指導)</p> <p>(1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員 (以下「社員等」という。) に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。</p> <p>(2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委</p>	<p>第 117 条 (成果物の提出)</p> <p>1～2 [省略]</p> <p>3 電子納品は、次の各号の定めによるものとする。</p> <p>(1) 発注者と受注者間の情報交換において、電子ファイルの容量が 7MB を超えないものは、原則電子メールにより行うものとする。</p> <p>(2) 電子納品の対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン (案)」及び農林水産省「設計業務等の電子納品要領 (案)」に基づくものとする。</p> <p>なお、電子納品に写真帳、CAD 図面を含む場合には、それぞれ「愛知県デジタル写真管理情報基準 (案)」、農林水産省「電子化図面データの作成要領 (案)」に基づき作成するものとする。</p> <p>(3) 電子納品の提出部数は電子媒体 (CD-R 等) 2 部とする。</p> <p>(4) 受注者は、電子納品に必要なハードウェア及びソフトウェア環境を整備するものとする。</p> <p>(5) 電子納品に関する取扱で定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、発注者が指示するものとする。</p> <p>第 118 条 ～ 第 135 条 [省略]</p> <p>第 136 条 [新設]</p> <p>第 137 条 [新設]</p>	<p>第 117 条 農水省 (R5. 4 改正)、建設局 (R5. 10 改正)との整合</p> <p>第 136 条、第 137 条 農水省 (R5. 4 改正)、建設局 (R5. 10 改正)との整合</p>

改正後	現 行	備考
<p>託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。</p> <p>(契約終了時等における行政情報の返却)</p> <p>受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。</p> <p>(電子情報の管理体制の確保)</p> <p>(1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第111条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。</p> <p>イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策</p> <p>ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策</p> <p>ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策</p> <p>(電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保)</p> <p>受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。</p> <p>イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用</p> <p>ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用</p> <p>ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存</p> <p>ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送</p> <p>ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送</p> <p>(事故の発生時の措置)</p> <p>(1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。</p> <p>(2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。</p> <p>3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</p> <p>第137条（保険加入の義務）</p> <p>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p>		